入札説明書

「東京大学（本郷）構内管渠調査業務（令和８年度）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　　令和８年１１月２０日

２　契約担当者
国立大学法人東京大学
総長　藤井　輝夫
代理人
施設部長　西村　文彦

３　業務概要
（１）業 務 名　　東京大学（本郷）構内管渠調査業務（令和８年度）
（２）業務場所　　東京都文京区本郷７－３－１
（３）業務内容　　別冊仕様書のとおり。
（４）契約期間　　令和９年３月１２日（金）まで。
（５）本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。やむを得ない理由があると認められる場合には、紙入札による申請を受け付ける。その場合は施設企画課予算・契約チーム宛に承諾願の様式を請求し、提出すること。入札方法については担当者の指示に従うこと。

４　競争参加資格
（１）東京大学契約事務取扱規程（平成１６年　東大規則第１７６号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
（２）次のいずれかの条件を満たすこと。
・文部科学省における令和７・８年度設計・コンサルティング業務（「その他コンサルティング業務」）の一般競争参加資格の認定を受けていること。
・国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和８年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ等級、Ｂ等級又はＣ等級に格付けされている者であること。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（４）平成２３年度以降に元請けとして業務が完了した、下水道ストックマネジメントに係る調査の実績を有すること。
なお、当該業務の契約書及び仕様書等を提出できるものに限る。
（５）次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
・管理技術者：「技術士（総合技術管理部門-下水道又は上下水道部門-下水道）」又は、

Registered Civil Engineering Consulting Manager(RCCM：一般社団法人 建設コンサルタンツ協会認定)の資格を有する者

・照査技術者：「技術士（総合技術管理部門-下水道又は上下水道部門-下水道）」の資格を有する者

（６）本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（７）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｲ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ｉ）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記① 又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（８）東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県又は山梨県内に本社、支店又は営業所を有すること。

（９）「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）」で規定する暴力団員，暴力団員が実質的に経営に関与している者、不当な利益を得るために暴力団員を利用した者，及び暴力団員に資金提供等を行うなど暴力団の維持運営に関与している者は、競争に参加することができない。

５　担当部局

国立大学法人東京大学施設部　施設企画課　予算・契約チーム

メールアドレス　koujinyusatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話番号　０３－５８４１－２２０９・０６６６

住　所　　〒113-8654　東京都文京区本郷７－３－１

【特　記】

・問い合せは可能な限りメールにて行うこと。

・電話連絡の受付は、１１時００分から１２時００分及び１３時００分から１６時００分（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の時間に限定する。

・対人による窓口対応は一切行わないので特に注意のこと。

６　競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

■提出期間：

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月１日（火）１７時００分まで。

■提出方法：

全て電子データでの提出とし、下記①から③の順にすべて提出期間内に行うこと。（郵送及び持参は受け付けないので特に留意すること。）

①電子入札システムにて様式１を添付の上、電子申請を行う。

②本学指定の URL（下記「提出先」）に、申請書（様式１を含む）及び資料を格納したフォルダをアップロードする。フォルダ内のファイル形式は全て PDF とすること。

提出先：https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.faci.adm-2/IgCRMrNlBSldQIene60KIuHjAcXkRBSElzR0jkRMMAILh0o

③上記５記載のメールアドレス宛にアップロードの旨を連絡する。

別紙「配布書類一覧・競争参加申請の行い方」もあわせて参照すること。

（２）競争参加資格確認申請書は、別記様式１により作成すること。（様式１においては代表者印省略可）

（３）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の業務の実績については、平成２３年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、業務が完了し報告が済んでいるものに限り記載すること。

①履行実績

上記４（４）に掲げる資格があることを判断できる同種の業務の履行実績を別記様式２に記載すること。記載する同種の業務の実績の件数は１件でよい。

②契約書及び仕様書等の写し

①の同種の業務の実績として記載した業務に係る契約書及び業務の具体内容が判断出来る仕様書等の資料の写しを必ず提出すること。

③配置予定の技術者の資格

上記４（５）に掲げる条件を満たす配置予定の技術者の資格を別記様式３に記載すること。また、別記様式３に記載した資格の証明書等の写しを必ず提出すること。

（４）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年１２月１１日（金）までに電子入札システムにより通知する。

（５）その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先　　上記５に同じ。

７　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①提出期限：　令和８年１２月１４日（月）から令和８年１２月１８日（金）まで。

②提 出 先：　上記５に同じ。

③提出方法：　書面は必ず郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

（２）契約担当者は、説明を求められたときは、令和８年１２月２５日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

８　入札に対する質問

（１）この入札に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期限：　令和８年１２月８日（火）　１７時００分まで。

②提 出 先：　上記５に同じ。

③提出方法：上記５記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイル（様式自由、

Excel ファイル※）で送信すること。
※拡張子「xlsx」形式に限る。**拡張子「xls」形式のものについては受信されない**ので注意のこと。
※参考様式 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400161819.xlsx

（２）(１)の質問に対する質問回答書は次のとおり閲覧（東京大学施設部ホームページ https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html）に供する。

期　　間：　令和８年１２月１５日（火）から令和８年１２月１８日（金）まで

9　入札及び開札の日時及び場所等

（１）入札日時：　令和８年１２月２１日（月）　１１時００分から１５時００分まで

（２）入札場所：　〒１１３－８６５４　東京都文京区本郷７－３－１
国立大学法人東京大学施設部（電子入札システム）

（３）開札日時：　令和８年１２月２２日（火）　１４時００分

（４）開札場所：　入札場所に同じ。

10　入札方法等

（１）入札書は、電子入札システムにより提出すること。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

11　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除。

（２）契約保証金　免除。

12　内訳書の提出

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。

（２）記載内容は最低限、業務従事予定者数（延数）及び単価、必要経費等を明らかにすること。

（３）提出された内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

（４）内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13　開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。電子入札システムによる参加者の立ち会いは不要だが、第１回目の入札が不調

となった場合、再入札に移行するので、開札時間から開札終了まで、電子入札システムにログインしていること。

14　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊仕様書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

15　落札者の決定方法

最低価格落札方式をもって行う。

（１）入札執行回数は１回とするが、第１回目の入札において、予定価格に達した価格の入札がない（落札しない）ときは再度の入札を行うものとする。なお、入札にあたっては内訳書の内容を調査して行うものとする。

（２）上記４の競争参加資格の要件を有し、入札説明書及び仕様書における要求要件をすべて満たした競争加入者等が行った有効な入札であって、その入札価格が取扱規程第 11 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき（例として、役務履行にあたり国の定める最低賃金制度が守られていない等、法令に基づかない事実が判明した場合や技術提案書の内容と著しくかけ離れている場合）は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（３）落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。くじ引きの方法は、くじ引きの開催が決定された際に担当者から指示するものとする。また、競争加入者等のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

（４）落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

16　契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

17　支払条件

請負代金は、請求に基づき１回に支払うものとする。

18　再苦情申立て

契約担当者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記７（２）の回答を受けた日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

①提出期間：令和８年１２月２８日（月）から令和９年１月１２日（火）まで

②提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記５に同じ。

③提出方法：書面は必ず郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

19　関連情報を入手するための照会窓口

上記５に同じ。

20　その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

（３）申請書又は資料の虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４）落札者は、上記６（３）の資料に記載した配置予定の者を当該業務の現場に配置すること。